

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます

遊漁の採捕量情報により

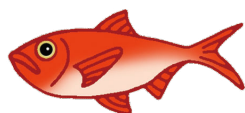
- ・ 資源評価の精度が上がり、より正確に資源状態が把握できるようになります



遊漁者が資源管理に参加することにより

- ・ 漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

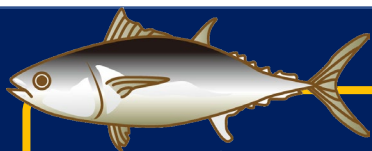
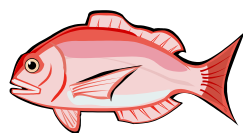
報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



報告サイト



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・ 小型魚（30キロ未満）→ 採捕禁止
- ・ 大型魚（30キロ以上）→ 報告必要（キープは1人毎月1尾まで）

(※採捕上限を超えるおそれがある場合、大型魚も採捕が禁止になります。
採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。)



水産庁の
Webサイト



水産庁

【お問合せ先】

水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室

TEL : 03-3502-8111 (内線6705)

遊漁採捕量等報告システム

操作マニュアル

(遊漁者)

第 1.00 版

目次

1	はじめに	1
2	お使いいただくまでの準備作業の概要	1
3	LINE のインストール	1
4	水産庁 釣果登録アプリ公式アカウントの友だち登録	1
5	水産庁 釣果登録アプリの初期設定	2
6	水産庁 釣果登録アプリのメニュー	4
7	釣果報告の流れ	4
8	クロマグロ採捕時の注意点	6
9	釣り記録閲覧の流れ	7
10	ユーザー情報登録の流れ	7

1 はじめに

水産庁 釣果登録アプリをご利用いただき、ありがとうございます。

当アプリは、LINE ミニアプリの形式をとっており、釣り人の皆様にクロマグロやその他の魚種を釣った結果をご報告いただくためのものです。当アプリをご利用いただくまでに、LINE のインストールやアプリの初期設定等、若干のお手数をおかけいたしますが、よろしくをお願いします。

2 お使いいただくまでの準備作業の概要

水産庁 釣果登録アプリをお使いいただくまでの準備作業の手順は以下のとおりです。既に LINE を使用されている方は、「4 水産庁 釣果登録アプリ公式アカウントの友だち登録」からご覧ください。

- ◆ LINE のインストール
- ◆ 水産庁 釣果登録アプリ公式アカウントの友だち登録
- ◆ 水産庁 釣果登録アプリの初期設定

3 LINE のインストール

お使いのスマホに LINE のインストールをお願いします。それぞれのスマホ用アプリのインストール先の QR コードは以下のとおりです。

	
iphone 用	Android スマホ用

なお、詳細なインストール手順は以下のリンク先にございますので、ご参照をお願いします。

<https://guide.line.me/ja/signup-and-migration/line-install.html>

4 水産庁 釣果登録アプリ公式アカウントの友だち登録

次の QR コードから、「水産庁 釣果登録アプリ」の公式アカウントを訪れ、友だち登録を行います。

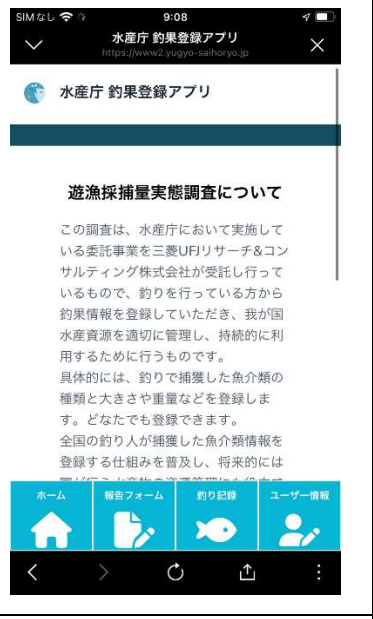
		
① LINE 公式アカウントの QR コードを読み取ります	② 人型アイコンをタップしてください	③ 画面下部の LINE リッチメニューのホームをタップすると、水産庁 釣果登録アプリを使うことができます

5 水産庁 釣果登録アプリの初期設定

水産庁 釣果登録アプリをお使いいただく前提として、以下の点がございます。

- ◆ プロフィール情報とユーザー識別子の使用を許可いただくこと(当アプリのみでの使用となります)
- ◆ 利用規約とプライバシーポリシーにご同意いただくこと

利用規約およびプライバシーポリシーをお読みいただき、ご同意をよろしくお願いいたします。
一連の手順の画面を提示します。

		
① LINE リッチメニューの左のホームボタンを押してください	② LINE ミニアプリへの同意を簡略化画面が表示された場合、「今はしない」を選択してください	③ プロフィール情報とユーザー識別子の許可をお願いします
		
④ 利用規約およびプライバシーポリシーへの同意画面が表示されますので、それぞれのリンク先の文書を読んでください	⑤ チェックボックスにチェックを入れ、「上記の内容に同意して利用を開始する」ボタンを押してください。	⑥ 同意後にホーム画面が表示されます

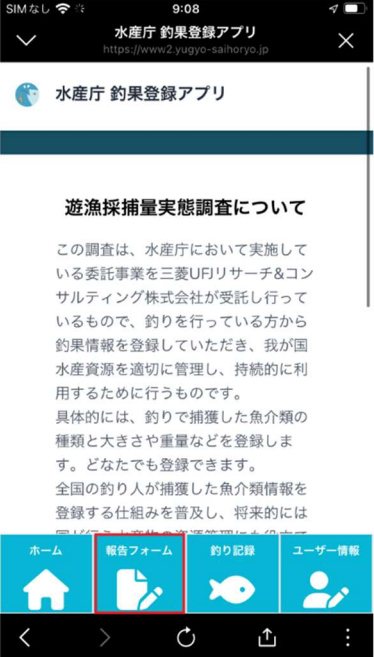
6 水産庁 釣果登録アプリのメニュー

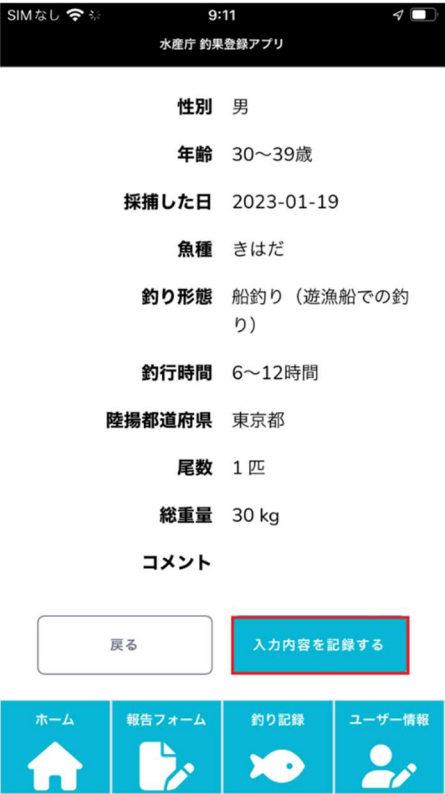
利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただいた後、次のホーム画面が表示されます。



7 釣果報告の流れ

クロマグロ等、遊漁を採捕した場合にご報告いただく手順は次の画面のとおりです。

	
① ホーム画面で、「報告フォーム」ボタンをタップします	② 「報告フォーム」画面で、釣果情報の入力をお願いします。
	
③ 入力項目が 1 画面に入り切りませんので、画面のスクロールをお願いします。入力が終わりましたら、メニューバー上の「入力内容を送信する」ボタンをタップしてください	④ 確認画面に遷移しますので、入力内容が正しいことを確認してください。項目が 1 画面に入り切りませんので、画面のスクロールをお願いします。

	
④ 入力内容に誤りがあれば、メニューバー上の左側の「戻る」ボタンを、正しければメニューバー上の右側の「入力内容を記録する」ボタンをタップしてください。	⑤ データがシステムに記録されると、完了画面に遷移します。

8 クロマグロ採捕時の注意点

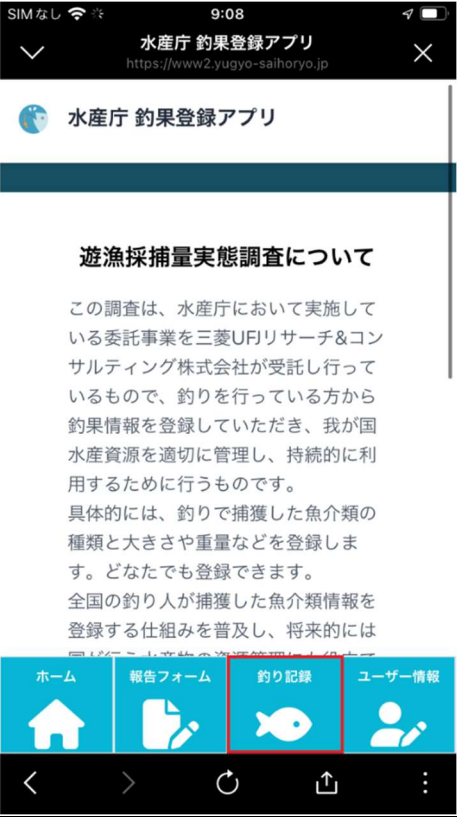
クロマグロ採捕時の報告では、他の魚種と異なる項目がございますので、注意点を記載します。

- ◆ 広域漁業調整委員会指示により個人情報の報告が義務付けられていますので、氏名や住所等の入力をお願いします
- ◆ 遊漁船を利用してクロマグロを採捕した場合には、遊漁船名および登録都道府県を届け出ることになっておりますので、釣りタイプで「船釣り（遊漁船での釣り）」を選択の上、入力をお願いします

個人情報は、メニューバーのユーザー情報から事前登録しておきますと、報告フォームで魚種に「クロマグロ」を選択した時、それぞれの項目に登録内容が自動的に表示され便利です。なお、「クロマグロ」採捕の報告をしていただいた場合、個人情報はユーザー情報に自動的に記録されますので、2回目以降の登録では、入力していただく手間がなくなります。

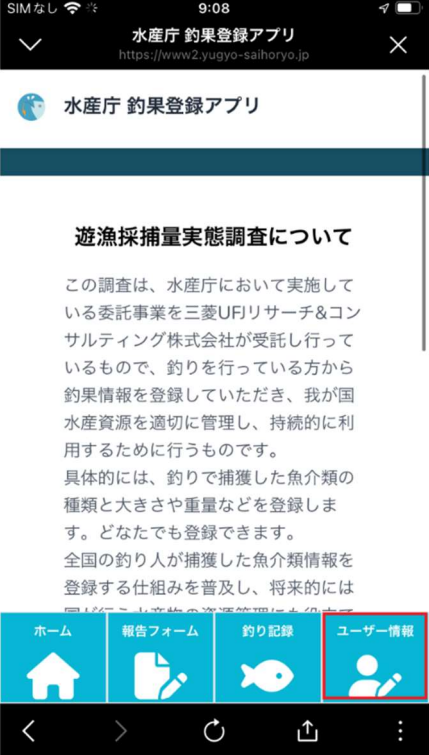
9 釣り記録閲覧の流れ

ご報告いただいた釣りの記録を閲覧する手順は以下のとおりです。

	
① ホーム画面で、「釣り記録」ボタンをタップします	② 出力対象月で選択された年月の釣り記録が新しい順に表示されます 当画面で、閲覧できるのは、指定の1ヶ月間のデータとなりますので、画面上部の出力対象月の項目にて年月をご選択ください

10 ユーザー情報登録の流れ

クロマグロを採捕した釣り人の方は、重量・海域等をご報告いただくことが広域漁業調整委員会指示で義務付けられております。この際に、名前や住所等を報告していただく必要があります。次のとおり、それらの情報を事前にユーザー情報として登録しておくことができます。

	
① ホーム画面で、「ユーザー情報」ボタンをタップします	② クロマガで報告が必要な情報を登録する画面が表示されます
	
③ 必要な項目を入力し、「入力内容を記録する」ボタンを押してください	④ 画面上部に「ユーザー情報を更新しました」と表示されます

広域漁業調整委員会指示違反により農林水産大臣名で広域漁業調整委員会指示に従うべき命令を発出した事例
 当該命令に違反した場合は、漁業法第191条に基づく罰則（１年以上の懲役または50万円以下の罰金）が適用されます。

（令和６年10月23日時点）

1	違反者の情報	長崎県在住	令和６年６月、長崎県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年６月	
	違反海域	長崎県杵岐沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月５日	
2	違反者の情報	富山県在住	令和６年６月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年６月	
	違反海域	富山県吉原沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月27日	
3	違反者の情報	山形県在住	令和６年６月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年６月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月27日	
4	違反者の情報	山形県在住	令和６年７月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年７月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月30日	

5	違反者の情報	宮城県在住	令和６年７月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年７月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月30日	
6	違反者の情報	宮城県在住	令和６年７月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年７月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月30日	
7	違反者の情報	宮城県在住	令和６年７月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年７月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月30日	
8	違反者の情報	宮城県在住	令和６年７月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年７月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月30日	

9	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
10	違反者の情報	青森県在住	令和6年8月、水産庁への採捕報告により確認
	違反時期	令和6年8月	
	違反海域	青森県津軽海峡（太平洋側）	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	陸揚げ後3日以内の報告	
	大臣命令日	令和6年10月8日	
11	違反者の情報	静岡県在住	令和6年8月、水産庁への採捕報告により確認
	違反時期	令和6年8月	
	違反海域	富山県富山沖	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	陸揚げ後3日以内の報告	
	大臣命令日	令和6年10月15日	

水産庁

水産庁について	政策について	分野別情報	報道・広報	申請・お問い合わせ
---------	--------	-------	-------	-----------

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [遊漁の部屋](#) > [クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ](#) > [Q&A](#)

クロマグロ遊漁への規制措置に関するQ&A

Q1:なぜ遊漁でのクロマグロ採捕を規制する必要があるのか？

(答)

クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で決定した国際的な資源管理措置（2002-04年平均漁獲量より小型魚は半減、大型魚は増加させない）に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しています。このため、遊漁者についても、漁業者の取組に準じた協力をこれまでも求めてきましたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じてきたことから、令和3年6月から、広域漁業調整委員会指示による規制が導入されました。

Q2：昨年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の規制との違いは？

(答) 今回変わった内容は、以下の3つです。

(ア)時期別の数量の内約

(イ)報告期限（5日以内から3日以内へ）

(ウ)委員会指示の違反者への対応

委員会指示の違反者に対して、これまでは1回目の違反に対しては委員会会長名の文書を発出し、2回目の違反で農林水産大臣が指示に従うよう命令（裏付け命令）を行い、命令に従わなかった場合は、罰則（1年以下の懲役、50万円以下の罰金等）が適用されることになっていました。本委員会指示による規制については3年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、1回目の違反で、直ちに裏付け命令を行うこととしました（命令に従わなかった場合は、罰則が適用）。

Q3:「採捕」とはどのような行為を指すのか？

(答)

漁業関係法令における「採捕」とは、自然に生育する状態にある水産動植物を人の所持その他事実上の支配下に移す行為をいいます。その行為の結果として水産動植物を必ずしも所持する必要はありません。

Q4:キャッチ&リリースは認められるのか？

(答)

小型魚（30kg未満）については、キャッチ&リリースを前提とした場合であっても遊漁は禁止の対象となります。大型魚（30kg以上）については、採捕可能な期間のキャッチ&リリースは問題はありませんが、採捕禁止期間中はキャッチ&リリースを前提とした場合であってもクロマグロを対象とした遊漁は禁止の対象となります。一方、他の魚種を対象とした遊漁において意図せずに釣れたクロマグロについては、直ちに海中にリリースすれば委員会指示の違反とはなりません。

Q5:意図せず釣れた際にクロマグロが死んだ場合でも、海中にリリースする必要があるのか？

(答)

釣れた時の状態に関わらず、直ちに海中にリリースしてください。

Q6：キャッチ&リリースした場合、報告する必要があるのか？

(答)

委員会指示において、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量を報告する必要がありますが、リリースした個体について報告義務はありません。くろまぐろを1尾保持した後に再度釣りあげた場合は速やかにリリースしなければなりません。これらの数量はクロマグロ遊漁の実態を把握する上で重要な情報になります。採捕報告用ウェブサイトでは、リリースした個体を含めて報告できる形式（採捕尾数〇匹、内リリースした尾数〇匹）になっており、可能な範囲で報告の協力をお願いします。

Q7:なぜ時期ごとに数量を管理するのか？具体例は？

(答)

クロマグロは回遊するため、日本国内の各地域で採捕できる時期が異なり、早期に採捕可能な数量に達し採捕禁止となった場合、地域的な不公平が生じることから、時期ごとに数量を管理することとなりました。

例えば令和6年6月は7トンですが、月内に7トンに達するおそれがある場合、月末まで採捕禁止となり、7月1日から採捕可能となります。

Q8:船に秤がないが、体長100cm以上のクロマグロであれば採捕してもよいか？

(答)
体長100cm以上で30kg以上というのは平均的な数値であり、目安です。クロマグロの個体差により、100cm以上であっても30kg未満場合があります。秤がないなど重量が判明せず、30kg未満のおそれがある場合は、リリースするようにしてください。

Q9:資源保護の観点からは、まき網漁業による産卵親魚の採捕を禁止すべきではないか？

(答)
太平洋クロマグロについては、産卵親魚量と子供の加入量には明確な相関関係（親が多ければ子供が増える）が見られませんが、このため、国際的な科学機関であるISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）では、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価を実施し、これに基づくWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していません。

Q10:今後はどのような取組を行っていく予定なのか？

(答)
遊漁に対する規制は、不特定多数の者が対象となることを踏まえ、試行的取組を段階的に進めていくことが妥当との考えから、令和3年6月より広域漁業調整委員会指示による規制が導入され、今般、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間を有効期間とする新たな広域漁業調整委員会指示が発出されたところです。

将来的には、広域漁業調整委員会指示による運用と周知を図った上で、実施状況を踏まえつつ、本格的な資源管理制度に移行していく予定です。

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

水産庁

住所：〒100－8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：3000012080003

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries